

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

2024年7月号 (Vol.15)

中国の事業者独占禁止コンプライアンス指針の改正等について

I. 中国の事業者独占禁止コンプライアンス指針の改正等について

森・濱田松本法律事務所

弁護士 柿元 将希

TEL. 03 6266 8971

masaki.kakimoto@mhm-global.com

弁護士 塩崎 耕平

TEL. 03 5293 4860

kohei.shiozaki@mhm-global.com

弁護士 呉 馳

TEL. +86-10-6590-9292

chi.wu@mhm-global.com

I. 中国の事業者独占禁止コンプライアンス指針の改正等について

(柿元、塩崎、呉)

1. はじめに

2024年4月25日、中国の国務院独占禁止・不正競争防止委員会は、2024年3月21日から同年4月3日まで実施した意見募集を踏まえ、2020年9月11日に公表された「事業者独占禁止コンプライアンス指針」を初めて改正しました（以下改正された指針を「本指針」といいます。）。本指針は、既存の独占禁止に関するコンプライアンス指針や手引¹を踏まえつつ、より具体的なルールや参考例を示す内容となっています。

本指針には法的拘束力はないものの（39条）、特に、本指針におけるコンプライアンス奨励措置に関する記載、すなわち、事業者独占禁止コンプライアンス管理制度の構築・実施状況が中国の独占禁止法を執行する当局（以下「独禁法執行当局」といいます。）による行政処罰の減免、調査の中止・終了等の考慮要素となる可能性がある点とされている点は、注目に値し、実務上参考となると考えられます。

独禁法・競争法コンプライアンスをどのように確保するかは、グローバルで事業を展開する事業者にとっては、違反時に課されるサンクション等も踏まえ、経営上非常に重要な課題となり得るものであると考えられ、日本²以外の法域における独禁法・競争法コンプライアンスに関するガイドラインの動向を注視することは有益であると

¹ 例えば、2023年9月5日に施行された「事業者集中独占禁止コンプライアンス手引」や、2019年1月26日に施行された「上海市事業者独占禁止コンプライアンス手引」等の地方法令が存在します。

² 日本では、公正取引委員会が2023年12月に「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドライン・談合への対応を中心として」を公表しています。詳細は本 [ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER 2024年2月号 \(Vol.12\)](#) をご参照ください。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

思われます。そこで、本稿では、本指針のポイントについて、一部韓国の関連する動向（本年6月21日施行の公正取引法の関連規定について）も交えて概説します。

2. 適用対象

本指針は、中国の独占禁止法（以下「中国独禁法」といいます。）2条に定める適用範囲と同様に、①中国国内において経済活動に従事する事業者、及び②中国国外において経済活動に従事しているものの、当該経済活動が中国国内の市場競争に影響を与える事業者に適用されます（2条）。

3. 独占禁止コンプライアンス管理制度・組織の構築

ア リスク管理の原則的な考え方

基本的な考え方として、事業者が、市場の競争状況や所属業界の特性を踏まえ、中国独禁法遵守リスクを生じさせる可能性のある事業領域、業務連携、立場等を把握し、的を絞ったコンプライアンス管理を行うべきであることを示しています（4条1項）。また、事業者は、自らの事業規模、ビジネスモデル、ガバナンス体制等に基づき、適切な独占禁止コンプライアンス管理体制を策定することができるとし、通常、大規模事業者には、比較的完全な内容の独占禁止コンプライアンス管理体制の構築が求められるのに対し、中・小規模事業者には、自らの実情に照らし、発展段階及び能力に適した独占禁止コンプライアンス管理体制の構築が求められるという考え方も示されています（4条2項）。これらの規定から、本指針は、企業の規模によってかけられるリソースに限度がある中で、最もリスクの高い領域により多くのリソースを配分してコンプライアンスの効果を最大化するという、いわゆる「リスクベースアプローチ」が採用されていることが読み取れます。

イ 事業者内部における管理組織の構築

本指針は、事業者が、自らの規模、事業特性、運営コスト等の実態に基づき、実効性のあるコンプライアンスを実現することを前提に、独占禁止コンプライアンス管理のための組織体制を合理化し、構築することができるとしつつ（6条2項）、事業者が構築整備すべき独占禁止コンプライアンス管理の組織体制の構成要素として、①独占禁止コンプライアンス管理の調整、組織化、促進を担当する「独占禁止コンプライアンス管理機構」、②部門の日常的な独占禁止コンプライアンス管理を担当する「業務部門及び機能部門」、③その権限の範囲内で中国独禁法遵守の監督業務を遂行する「監査・法務・内部統制部門」等を挙げています（6条1項）。

本指針で記載されている独占禁止コンプライアンス管理機構、業務部門及び機能部門、監査、法務や内部統制部門等のそれぞれの役割等は下表のとおり整理できます。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

組織		役割	
独占禁止 コンプライアンス 管理機構	コンプライアンス 統制機構	<ul style="list-style-type: none"> ・最高機関 ・独占禁止コンプライアンス管理を組織してリードし、かつ統括する。独占禁止コンプライアンス管理の重大事項の検討及び決定に責任を負う（7条2項）。 	独占禁止コンプライアンス管理業務の統括、組織及び推進に責任を負う（6条1項）。
	コンプライアンス 管理責任者	独占禁止コンプライアンス管理の全体配置、組織及び実施に責任を負う（7条2項）。	
	コンプライアンス 管理主導部門	独占禁止コンプライアンス管理業務の具体的な実施に責任を負い、他部門へのコンプライアンス支援を行う（7条2項）。	
業務部門及び機能部門		当該部門の日常的な独占禁止コンプライアンス管理業務に責任を負う（6条1項）。	
監査・法務・内部統制部門		監査・法務・内部統制等の部門はそれぞれの職務権限の範囲内で独占禁止コンプライアンス監督の職務を遂行する（6条1項）。	

本指針では、大規模事業者・小規模事業者で、構築することが考えられる独占禁止コンプライアンス管理機構の例を以下のとおり示しています（7条）。

【大規模事業者の例】

A社は、設立当初に法務部を設置したものの、コンプライアンス管理は実施していない大規模事業者である。A社は、競合する事業者が中国独禁法の調査や処罰を受けていることに伴い、独占禁止コンプライアンスの重要性を認識し、独占禁止コンプライアンス管理体制を導入した。具体的には、独占禁止コンプライアンス委員会とチーフ・コンプライアンス・オフィサーを設置し、法務部をコンプライアンス管理の主導部門として、各事業部門の主要責任者の独占禁止コンプライアンス責任を強化すると

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

ともに、コンプライアンス研修、内部通報、コンプライアンス説明責任等の仕組みを整備した。

【小規模事業者の例】

B社は、小規模事業者であり、ある地域における事業運営に強い力を持ち、競合他社との交流も多いため、中国独禁法の遵守のリスクに直面している。そのため、B社では、法定代表者をコンプライアンス最高責任者、法務専門従業員をコンプライアンス管理者とする、的を絞ったコンプライアンス管理施策を採用することとした。同時に、全社員が中国独禁法に違反する行為を行わないことを会社の規程に定め、関連する業界内活動や協力について、コンプライアンス管理者が事前に審査し、重要な事項を法定代表者に報告して承認を受けることを明確にした。

また、本指針では、事業者において、専門的、かつ質の高い独占禁止コンプライアンス管理チームを構築すること、事業規模・コンプライアンスリスクのレベル等に適した独占禁止コンプライアンス管理要員を配置することが奨励されています（12条）。

4. コンプライアンスリスクの把握・管理

本指針は、事例を通じて、事業活動を行う際に回避すべきコンプライアンスリスクの高い行為の具体例や、注意喚起すべきリスクの高い人員³を列挙し、コンプライアンスリスクの識別及び評価に関するより詳細なガイダンスを与えています（第3章）。具体的には、行為類型ごとに、本指針の活用によって回避すべき行為の内容として以下のような事項を列挙しています（15条～19条）。

	行為類型	本指針により避けるべきとされる行為
①	独占的合意 (15条)	<ul style="list-style-type: none"> 競争関係にある他の事業者と、商品価格の固定・変更、商品の生産・販売数量の制限、市場の分割、新技術・新設備の購入制限、新技術・新製品の開発制限、取引の共同排斥等の水平的独占合意を行うこと 水平的独占合意を誘発する競争性機微情報（後述）を交換すること 取引相手と、第三者に対する商品再販売価格を固定し、第三

³ これには、法定の代表者、高級管理職及び主要事業部門において競争性機微情報を知り、競争関係にある事業者又は川上・川下の事業者と接触する可能性がある人員が含まれます。主要事業部門には、一般に、販売、調達、価格及びビジネス方針の策定、買収管理、販売網管理、業界団体との連絡等の事項を担当する部門が含まれるとされています。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

		<p>者に対する商品再販売最低価格を限定する等の垂直的独占合意を形成すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業者による独占合意の形成を手配し又は他の事業者による独占合意の形成のために実質的幫助を提供すること⁴ ・ 事業者団体、他の事業者又は関連機構が手配する独占合意に参加すること
②	<p>市場支配的地位の濫用 (16条)</p>	<p>市場占有率又は市場力が比較的大きい事業者は、関連市場において市場支配的地位を有するか否かを定期的に評価し、かつ経営の過程において以下の行為を避けることを要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入すること ・ 正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること ・ 正当な理由なく、取引相手と取引を行うことを拒絶すること ・ 正当な理由なく、取引相手が当該事業者とでなければ取引を行うことができないよう限定し、又はその指定する事業者とでなければ取引を行うことができないよう限定すること ・ 正当な理由なく、商品を抱合せ販売し、又は取引時にその他の不合理な取引条件を付加すること ・ 正当な理由なく、条件が同一の取引相手に対し、取引価格等の取引条件において差別的取扱いをすること
③	<p>事業者集中 (企業結合) (17条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者集中が申告基準に達している場合において、申告せず又は申告後認可を受けずに事業者集中を実行すること ・ 事業者集中に関する審査決定に違反すること ・ 事業者集中が申告基準には達していないが、かかる事業者集中が競争を排除し又は制限する効果を有し若しくは有する可能性があることを証明する証拠があり、かつ事業者が独禁法執行当局の要求に従って申告をせずに集中を実施すること⁵
④	<p>行政権力の濫用による競争の排除・制限行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政主体の調整、推進又は要求のもとで事業者が中国独禁法で禁止される独占行為に従事すること

⁴ 事業者が直接競争者にコンタクトするのではなく、仲介者（ハブ）を介した情報交換等によりカルテルを行ういわゆる「ハブアンドスポーク型カルテル」を念頭に置いたものである。なお、中国独禁法の2022年の改正によって、こうした仲介者に対しても中国独禁法違反が成立するとしている（中国独禁法19条）。

⁵ 中国独禁法の2022年改正によって、独禁法執行当局は、届出基準に達しない事業者集中についても、かかる事業者集中が競争を排除し又は制限する効果を有し若しくは有する可能性があることを証明する証拠がある場合には、事業者に当該事業者集中について申告すべきことを求めることができるとされた（中国独禁法26条）。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

	(18条)	
⑤	審査及び調査への協力拒否行為 (19条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法執行担当者による立入検査を拒否し、阻害すること ・ 権限に基づき求められた文書資料、情報等の提供を拒否すること ・ 質問への回答を拒否すること ・ 証拠を隠匿し、廃棄し、移転すること ・ 虚偽又は誤解を与える情報を提供すること ・ その他独占禁止調査及び審査を阻害する行為

また、本指針は、これまで中国の法令上明確な定義がなかった競争性機微情報の内容を詳細に定めており、具体的には「競争性機微情報」とは、商品の原価、価格、割引、数量、品質、売上高、利益又は利益率並びに事業者の研究開発、投資、生産、マーケティング計画、顧客名簿、将来の経営戦略等、市場競争と密接に関連する情報をいい、但し、すでに公表され又は公表情報から入手できる情報は除外するとされています(14条)。

さらに、本指針は、事業者が中国国外で事業を行う場合、現地における独占禁止関連法規を理解及び遵守することの重要性を強調しています。そのうえで、中国国外で重大な中国独禁法リスクが発生した場合、独占禁止コンプライアンス管理組織が、企業的意思決定層及び高級管理層に遅滞なく報告し、内部調査及び対応措置を講じることを要求するとともに、海外企業及び対外投資連絡サービスプラットフォーム等のルートを通じて、関連政府部門及び在外公館に報告することができるとされています(21条)。

5. コンプライアンス奨励措置

本指針は、独禁法執行当局が、事業者が公正な競争の文化を積極的に醸成し、独禁法コンプライアンス管理体制を確立・改善することを奨励するため、独禁法違反の調査・執行に当たって、事業者における独占禁止コンプライアンス管理体制の確立・実施状況を検討することができるとしています(コンプライアンス奨励措置の強化、32条)。

コンプライアンス奨励措置自体は、本指針で初めて言及されるものではないものの⁶、本指針は、その適用範囲を全ての中国独禁法違反行為まで拡大し、奨励される措置の種類も拡張しています。具体的には、本指針において、下表のとおり、①調査前、②確約制度適用中、③リエンシー制度適用中、及び④行政処罰決定前という4つの段

⁶ 例えば、2023年9月5日に施行された「事業者集中独占禁止コンプライ手引」では、「事業者集中」に関する独占禁止コンプライアンス管理制度の構築・実施状況が、違法な「事業者集中行為」に対する当局による「行政処罰の減免」の考慮要素となる可能性があることを明記しています。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

階におけるコンプライアンス奨励措置を具体的に列挙している点に意義があります。

	適用段階	適用措置
①	調査前 ⁷	独禁法執行当局が調査する前に、 <u>事業者が独占の疑いのある行為を終了しており、かつ、独占の疑いのある行為が軽微であり、競争上の損害を与えていない場合</u> 、当局は、 <u>事業者独占禁止コンプライアンス管理制度の構築及び実施状況について、遅滞なく違反状態が是正されたか否かを判断する際の考慮要素とすることができ、その結果、行政処罰を行わないことができる</u> （33条）。
②	確約制度 ⁸ 適用中	事業者が、独禁法執行当局の認める期間内に具体的措置を講じ、独占の疑いのある行為の影響を除去することを確約した場合、独禁法執行当局は、 <u>事業者独占禁止コンプライアンス管理制度構築の実施状況を、調査を中止するか否かを決定する際の考慮要素とすることができ</u> （34条）。
③	リニエンシー制度 適用中	事業者が自発的に独禁法執行当局に独占合意の形成に関する状況を報告し、かつ重要な証拠を提出した場合、 <u>事業者が独占禁止コンプライアンス管理制度を積極的に構築又は改善し、効果的に実施し、かつ違法行為の結果の軽減又は除去状況に重要な役割を果たしたことが証明できれば、法令の範囲内でより大きな減免率を適用することができる</u> （35条）。
④	行政処罰 決定前 ⁹	独禁法執行当局が行政処罰を決定する前に、 <u>事業者が独禁コンプライアンス管理制度を積極的に構築又は改善し、効果的に実施し、かつ違法行為の結果の軽減又は除去に係る状況に重要な役割を果たしたことを証明できれば、中国の独禁法執行当局は、情状を酌量して処罰を軽減することができる</u> （36条）。

コンプライアンス奨励措置の申請に対する審査は、実体を審査することとされているため、形式的に独占禁止コンプライアンス管理制度が存在していることのみでは、実体審査の要件を満たさないことに留意が必要です。つまり、独禁法執行当局は、主

⁷ 当該「調査」とは、正式立件調査を指すか、正式立件調査前の違法行為の端緒等の調査段階も含むかは不明確となっています。

⁸ 確約制度は、中国独禁法 53 条に規定されており、関連する指針として、2019 年 1 月 4 日に施行された「独占事案における事業者の確約に関する指針」が存在します。

⁹ このことから、調査開始後に事業者が独占禁止コンプライアンス管理制度を構築又は改善することにより、当局にコンプライアンス奨励措置を申請し、事業者への行政処罰を軽減することができる余地も想定し得ます。もっとも、独占禁止コンプライアンスリスクの予防・低減の観点からは、平時から有効な独占禁止コンプライアンス管理制度を構築しておくことが望ましいものと考えられます。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

に完全性、真実性及び有効性等の観点から、事業者の独占禁止コンプライアンス管理制度の構築・実施状況を審査することになります（37条）。

なお、独禁法コンプライアンス奨励措置に関連して、韓国の改正独占規制及び公正取引に関する法律（略称：公正取引法、2023年6月20日公布、本年6月21日施行）では、韓国の公正取引委員会（以下「KFTC」といいます。）が、競争促進の一環として、公正取引を自律的に遵守する文化を拡散させるための施策を策定し、推進することができること（120条の2第1項）、KFTC所管の法令を自律的に遵守するために、内部遵守制度（以下「公正取引自律遵守制度」といいます。）を運営する事業者を対象に、その申請に基づき、その運営状況について評価（以下「公正取引自律遵守評価」といいます。）を行うことができること（120条の2第2項等）、KFTCは、公正取引自律遵守制度を活性化するために、公正取引自律遵守評価を受けた事業者を対象に、大統領令で定めるところにより、その評価結果等に基づき、是正措置又は課徴金の減免等を行うことができること（120条の2第4項）等を定めており、韓国の動向にも注目が必要です。

なお、日本の公正取引委員会は、2023年12月21日に、カルテル・談合への対応を念頭に置いた独禁法コンプライアンスプログラムとして「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」を策定・公表しているところ、同プログラムでは、同プログラムに沿ったコンプライアンス体制の整備・運用を行ったとしても公正取引委員会の処分の決定に当たって考慮される旨は謳われておらず、あくまでも独禁法コンプライアンスのベストプラクティスの紹介にとどまっている点で、本指針や上記韓国の取組とは区別する必要があります。

6. おわりに

上記のとおり、本指針は、既存の独占禁止に関するコンプライアンス指針や手引を踏まえつつ、より具体的なルールや参考例を示しており、事業者が社内の独占禁止コンプライアンス管理体制を構築・改善する際に、より実行可能かつ運用性の高いガイドとなり得るものであるといえます。また、本指針に準拠した独占禁止コンプライアンスプログラムの遵守が当局による処分の決定時にも考慮されるため、企業としてより実効的な独占禁止コンプライアンス管理体制の構築及び運用を行うインセンティブを与えるものと考えられます。

グローバルに事業を展開する事業者におかれては、本指針や韓国の改正公正取引法を含む各法域における独禁法・競争法コンプライアンス遵守施策についての最新動向に絶えず着目し、状況に応じて社内のコンプライアンス遵守体制を見直し・アップデートするなどの対応を講じることが有益であると思われる。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

文献情報

- 論文 「クロスセクター・サイバーセキュリティ法（第6回）サイバーセキュリティ×独禁法・競争法—サイバーセキュリティ向上のための取組に際して独禁法・競争法上留意すべき事項」
掲載誌 NBL No.1264
著者 高宮 雄介、蔦 大輔（共著）
- 論文 「生成 AI による契約と消費者保護」
掲載誌 銀行実務 Vol.54 No.6
著者 増田 雅史、馬場 嵩士（共著）

NEWS

- The Best Lawyers in Japan™及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2025 edition)にて高い評価を得ました
Best Lawyers®による、The Best Lawyers in Japan™ (2025 edition)にて、5名の弁護士が"Lawyer of the Year"に選ばれました。
加えて、当事務所の弁護士 157 名が The Best Lawyers in Japan™に、42 名が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選出されております。

Best Lawyers

Antitrust / Competition Law

伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人、西本 良輔、藤田 知也、高宮 雄介、水口 あい子、竹腰 沙織、柿元 将希

- **クールビズ実施のお知らせ**
当事務所は、節電及び省エネ対策への取組の一環として、本年もクールビズを実施いたします。このため、会議等におきまして、略装で皆様にお目にかかる場合などもあるかと存じますが、ご理解いただけますと幸いです。また、当事務所にご来訪の皆様におかれましても、ご遠慮なく軽装でご来所いただければと存じます。
- **当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください**
当事務所を騙り出会い系詐欺などの被害相談を受けると宣伝するウェブサイトが確認されました。当事務所は、このようなウェブサイトは一切関係がございません。ウェブサイト記載の連絡先に連絡することのないようお願い申し上げます。また、当事務所の弁護士名を騙り被害弁償をする等の電話やメールを送っている事例が確認されました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、当事務所の弁護士が、連絡を差上げた事案について、当事務所の他の弁護士・秘書・スタッフ、他のオフィスなどには連絡しないように伝えることはありません。

そのようなことを伝えられた場合は、基本的に詐欺であるご理解下さい。

森・濱田松本法律事務所

Tel: 03-5220-1800（総合案内）（9時00分～17時00分）

E-mail: mhm_info@mhm-global.com